

令和2年5月1日

保護者の皆様へ

石川町教育委員会教育長 小玉 陽彦
(公印省略)

緊急事態宣言の期限が延長された場合の保育所等の対応について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症によるお子様への影響について、大変ご心配されていることと存じます。

本町におきましては、政府による「緊急事態宣言」を受け、5月6日まで保育所等の利用を自粛していただいておりますが、今なお続く新型コロナウイルス感染拡大の状況から、この緊急事態宣言の期限が延長されることも想定されます。この場合、延長された緊急事態宣言の期限まで引き続き保育所等の利用を控えていただくこととしますので、ご理解とご協力をお願いします。

つきましては、今後の期間中の登園の意向を把握したいので、別添の「保育意向確認カード」を保育所等に提出してくださるようお願いいたします。

記

1. 登園自粛を要請する期間
令和2年5月7日（木）から緊急事態宣言の期限まで
2. 対象施設
保育所等：公立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、児童館
3. 保育意向確認カード
保育意向確認カードを利用している保育所等に提出願います。
4. 登園をしなかった場合の利用料（保育料）について
緊急事態宣言の対象期間中に登園しなかった児童の利用料（保育料）については、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。手続等の詳細は別途お知らせいたします。
5. 給食について
期間中についても原則通常どおり給食を提供します。
ただし、保育所等での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。（児童館は除く。）
6. その他
子どもや職員が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

(事務担当：石川町教育委員会 TEL0247-26-0811)